

第7章 広域連携・受援体制

市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国、県、他市町村、防災関係機関、民間団体等に応援を求め、被災地域における被害の軽減や被災者の援護等、広域的な応援を受ける体制をとります。

第1節 応援要請

第1 他の地方公共団体等への応援要請

市長は、応急対策の実施に地方自治体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令や相互応援協定に基づき応援を要請します。応援要請等の種別は次のとおりです。

表 7-1 応援要請等の種別

要請先	要請内容等	根拠法令等
指定地方行政機関の長	(1) 指定地方行政機関の職員の派遣要請	(1) 災害対策基本法第29条第2項
県知事	(1) 指定地方行政機関の職員派遣のあつせん (2) 県職員の派遣要請 (3) 応援の要求又は応急対策の実施要請 (4) 自衛隊災害派遣部隊の派遣要請の要求 (5) 緊急消防援助隊の派遣	(1) 災害対策基本法第30条第1項 (2) 災害対策基本法第30条第2項 (3) 災害対策基本法第68条 (4) 災害対策基本法第68条の2第1項 (5) 消防組織法第44条第1項
他の市町村長等	(1) 応援の要求 (2) 消防に関する応援 (3) 水防に関する応援	(1) 災害対策基本法第67条第1項 (2) 消防組織法第39条第1項 (3) 水防法第23条第1項

第2 関係団体等に関する応援要請

市長は、緊急道路の確保、その他の応急措置、医療救護活動等について必要と認めるときは、建築業者等の関係団体、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会等に対し応援要請を行います。

第3 消防広域応援体制の整備

大規模災害や特殊災害に際し、個々の市町村がその消防力をもって対処することができない場合を想定して、広域的な消防体制を確立します。

このため、市は、市町村あるいは都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用を図り、大規模災害等に円滑に対応できるよう市町村間等の相互応援協定による応援隊や緊急消防援助隊の派遣要請を行い、派遣部隊の宿泊等、受入体制の確立等を図ります。

緊急消防援助隊の応援要請は、県知事を通じて出動要請を行います。県知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請します。

- ◆資料5-23：神奈川県消防広域応援基本計画
- ◆資料5-24：三浦半島地区消防広域応援体制運用計画
- ◆資料5-25：神奈川県下消防相互応援協定
- ◆資料5-26：大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

第2節 自衛隊に対する災害派遣要請

市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、自衛隊災害派遣要請要領に基づき、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、県知事へ自衛隊の派遣要請をした旨、市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊第31普通科連隊長）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合には、直接防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊第31普通科連隊長）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

第3節 広域応援の受入れ

第1 応援の受入体制

市長は、応援隊の受入れのため、市関係部長に対し次の事項について必要な措置をとるよう指示します。

1 情報の提供と応援手段の協議

応援を要請した機関に対する市内の災害の進展状況、被害状況、道路交通状況等、応援体制上必要な情報の提供・共有及び応援ルートを選定や活動拠点に関する協議・検討をします。

2 応援隊の誘導等

市長は、応援隊の市内進入路及び集結地点を選定し、応援隊を誘導します。

また、事前に定めるヘリコプター臨時離着陸場を提供します。

3 応援隊の活動

市長は、応援隊の活動について必要な指揮又は指示を行います。

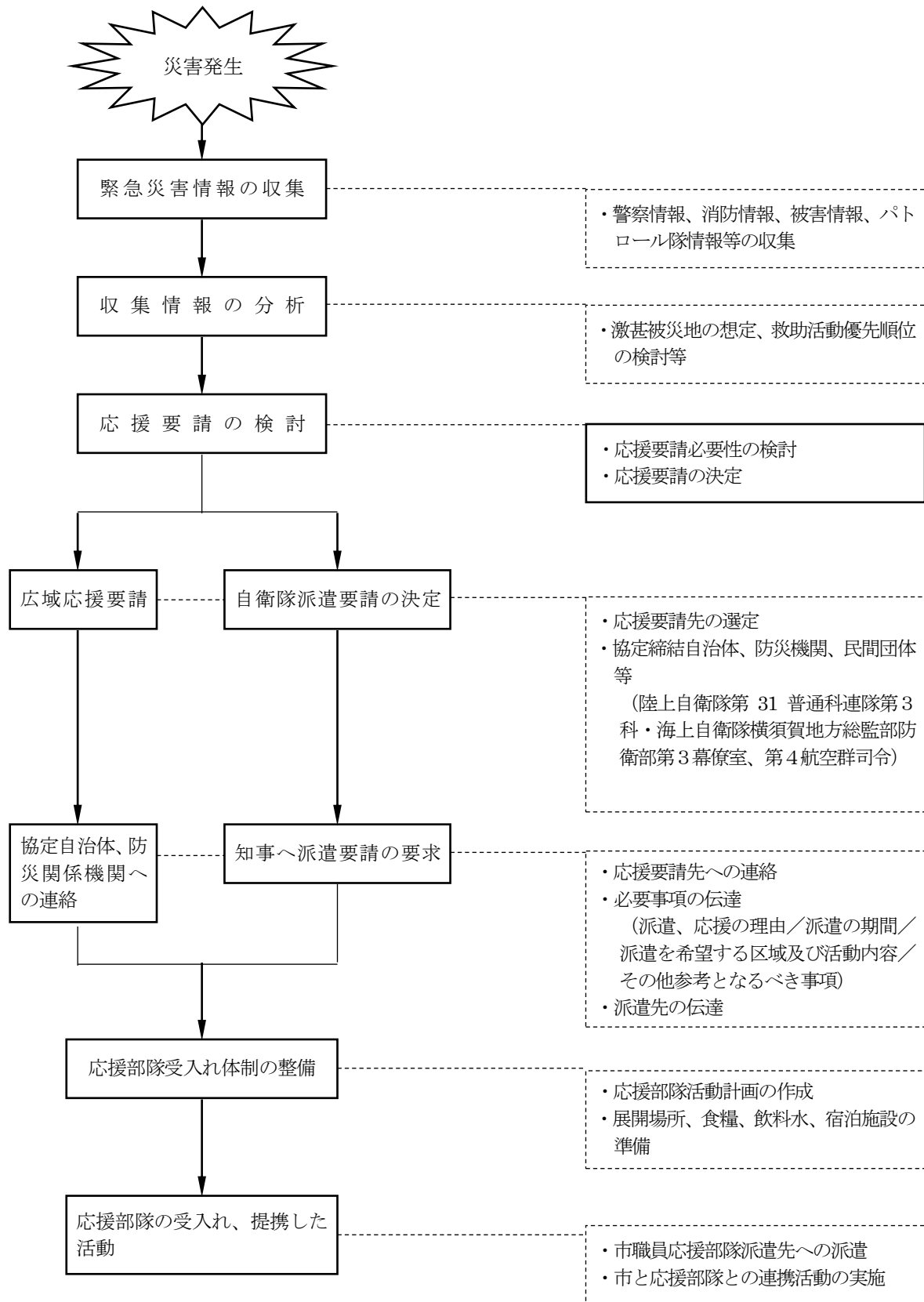
4 応援隊の広域応援活動拠点

大規模な応援が予想される自衛隊、警察、消防、行政関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等の受入予定施設は、応援隊の広域応援活動拠点として公共施設等の中からあらかじめ選定します。

第2 海外からの支援受入れ

市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

図 7-2 応援要請の手順



第8章 救助・救急、消火活動

災害発生後、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」、「出火防止に努める」とともに、被害者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大防止に努めます。また、市、県及び防災関係機関が一体となって被災者の救助・救急、消火活動を行います。

第1節 各主体の役割

第1 市

- (1) 事前に定めた鎌倉市消防計画（以下「消防計画」という。）等に基づき消火活動を優先して実施します。消防の投入にあたっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先し、最も効果的な運用を図ります。
- (2) 被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、自主防災組織、医師会等の関係機関と連携して救助・救急活動を行います。
- (3) 災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行います。
また、救命処置が必要な傷病者は、「神奈川県ドクターヘリ運用要綱」に基づき、傷病者を搬送します。
- (4) 消防相互応援協定等に基づき、他市町村長に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ県災害対策本部に応援要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。
- (5) 大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防ぎょ地域等の優先順位を決め、迅速に対応します。

第2 消防団

消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携し、災害発生直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防に協力し、各種消防活動を行います。

第3 自主防災組織

自主防災組織は、近隣において救出・救護活動を行うとともに、災害発生時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

第4 市民・企業等

1 市民

- (1) 市民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、出火防止に努めます。
- (2) 近隣において救出・救護活動を行うとともに、災害発生時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

2 企業等の自衛消防隊

企業等の自衛消防隊は、災害発生時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

第2節 消防職員・消防団員の動員及び参集

第1 消防職員の動員及び参集

地震発生時等における消防職員の配備については、鎌倉市災害対策本部条例施行規則別表2に基づき行うものとします。

1 動員の発令

- (1) 市内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。
- (2) 隣接する市の地震震度観測地点において震度5弱以上の地震が観測されたとき。
- (3) 気象庁の津波予報区の相模湾・三浦半島に「津波警報」、「大津波警報」が発表されたとき。
- (4) 市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。

2 動員の伝達

動員の伝達は、原則としてあらかじめ定めた伝達系統に基づき各課署から伝達することとしますが、自己覚知した場合は、動員命令を待つことなく、速やかに参集します。ただし、傷病者等で消防長が認めた者を除きます。

3 参集場所

原則として、勤務課署所に参集します。

第2 消防団員の動員及び参集

1 動員の発令

市内で震度5弱以上の地震が観測されたときは、自動発令とします。

2 参集場所

所属する分団器具置場へ参集します。

第3節 救助・救急活動

地震時には、家屋の倒壊、落下した障害物、交通事故、危険物・毒物、ガス等の漏洩等により複合的に被害が発生することが予想されます。このことから、消防計画に基づき消防の人員、資機材を活用し、人命救助、救急活動を行い、人命の安全確保に努めます。

第1 活動方針

要救助者及び隊員の安全管理を確立し、二次災害の防止に努めるとともに、必要に応じて事故現場周辺にある者の避難誘導を行います。

また、事故、災害等の特殊性、危険性、内容等を判断して安全、確実かつ迅速な方法で実施します。

1 救命活動の優先

救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救命活動を優先して実施します。

2 重症者の優先

救助及び救急処置は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の関係機関と連携のうえ救助、救急活動を実施します。

3 幼児、高齢者等の優先

傷病者多数の場合の救助、救急活動は、幼児、高齢者等の災害時要援護者を優先して実施します。ただし、人命の危険が大きい傷病者がいる場合は、そちらを優先します。

4 火災現場付近の優先

延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先に救助、救急活動を実施します。

5 救助、救急の効率重視

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事案を優先に救助、救急活動を実施します。

6 多数人命危険事案優先

延焼火災が少なく、多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事案を優先に効率的な救助、救急活動を実施します。

第2 救助、救急の活動体制

1 災害発生初期の活動体制

地震発生当初（被害状況が把握されるまでの間）は、原則として、消防署所周辺の救助、救急を行い、積極的に大規模救助事案の発見及び医療機関等の受入れ体制を把握し、広域救助、救急体制に移行します。

2 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助、救急事案が多い場合は、早期に部隊編成順位の下の隊から順次切り替えて災害現場に投入し、救助、救急体制を確保します。

第3 救助・救急事案の把握

救助、救急事案は高所見張りでは発見が困難なため、広報活動に出動している消防隊などや、参集職員、消防団員、自主防災組織、警察官などのあらゆる手段を活用して救助・救急事案の把握に努めます。

第4 救助活動

1 救助事象案別の活動

出場隊の隊長は、災害の様相から部隊、救助資機材等に不足が生じると判断したときは、所要事項を付加して部隊の増強を要請します。

2 現場活動

(1) 救出の順位と効率の重視

救助は救命処置を必要とする者及び火災現場付近にある者を優先に救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近の住民に協力を求めて救出を行います。ただし、活動人員に比べて多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先するものとし、短時間に1人でも多く救出します。

(2) 消防団員・自主防災組織及び地域住民への協力要請

救助した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、状況により消防団員、自主防災組織及び付近の住民の協力を得て、現場付近の仮救護所又は避難所に搬送します。

第5 救急活動

救急活動の原則は、以下のとおりです。

- (1) 救助、救急事案を伴わない火災現場への出場は、一時留保し、署所又はその付近に開設した仮救護所において応急救護活動を行います。
- (2) 傷病者の救急搬送では、救命を必要とする者を優先し、安全かつ傷病に適応する医療機関に搬送します。
- (3) 傷病者に対する救急処置は、救命処置を必要とする者を優先し、その他の傷病者は消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行うものとします。
- (4) 傷病者が多数発生した場合は、現場仮救護所を設置して救護活動を行います。
- (5) 傷病者の搬送は、医療機関又は仮設救護所の受入れ体制が可能であることを確認した後にを行います。

第6 仮救護所の設置

1 署所仮救護所の設置

- (1) 署所仮救護所は、救急隊が編成されている署所又はその付近に開設します。
- (2) 署所仮救護所の要員は、災害発生当初は当直の救急隊員を中心にあて、傷病者数に応じて順次参集した救急隊員有資格者をもって増強します。
- (3) 署所仮救護所の設置と同時に救急資機材を準備し、傷病者に対する観察、応急処置等を行います。

2 現場仮救護所の設置等

(1) 現場仮救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場には、状況に応じて現場仮救護所を設置して救護活動を行います。

(2) 現場仮救護所の任務等

ア 現場仮救護所は、効果的な傷病者の救命を図るため、次の任務を行います。

- (ア) 傷病者の傷病程度別選別（トリアージ）
- (イ) 傷病者に対する救命処置
- (ウ) 傷病者の搬送順位、搬送医療機関等の決定
- (エ) 傷病者数、氏名、年齢、性別等の記録

イ 現場仮救護所には、必要に応じて直近の医師又は本計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求めます。

第4節 消火活動

第1 発災時の消防活動対策

地震災害時の確保・情報の収集等初期態勢を確立するとともに、各種災害に対応し得る消防体制を整備します。

1 活動方針

- (1) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対するあらゆる危険な現象が複合的に発生しますが、そのうち人命に最も危険を及ぼしかつ被害を拡大するものは、火災の拡大です。したがって、地震時における消防活動は、大局的な見地から人命の安全確保を図るため、消火活動を優先し、全力をあげて出火の防止、火災の早期鎮圧を図るとともに、火災が拡大した場合は、極力延焼の阻止を図ります。

また、延焼火災が各地に発生した場合は、避難路を優先的に確保し、避難者の安全を図るものとします。

(2) 安全避難の確保

避難場所によっては、災害時の混乱、歩行距離、火災による避難路の遮断等のため、避難者が他地区の安全な避難場所に集中する恐れもあるので、避難路の確保にあたっては、極力これらの障害の排除に努めるとともに避難場所の安全を確保します。

第2 情報の収集及び広報

地震発生時等においては、有線電話が不通となることから、被害状況を把握するため、鎌倉・大船両消防署においては、庁舎の被害状況を勘案し、極力、屋上に見張り員を配置して監視活動を行います。また、各隊は、幹線道路の通行障害及び住宅密集地を中心に家屋の倒壊等、被害状況の把握に努め、収集した情報を指令情報課に報告するとともに出火防止の広報、火災の早期発見及び早期鎮圧に努めます。なお、出火防止の広報は、車両のほか、防災行政用無線を活用し、車両が出場不能のときは、署員に無線機を携行させ、徒歩、自転車等により被害地域の出火防止広報を実施します。

第3 通信施設

有線及び無線通信とも混乱することが予想されるため、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努めます。

1 通信施設の防護

通信施設の防護及び保守について、十分留意し被害を受けた場合は応急対策により通信を確保します。

2 非常電源の確保

災害発生時には、長時間の停電が予想されることから、非常用電源装置の保守及び整備を行います。

3 無線施設の運用

地震発生後直ちに基地局及び移動局を開局し、次の措置をとります。

- (1) 基地局は、移動局との試験通話を行い、無線通信を確保します。
- (2) 移動局は、基地局からの通信指示に従うほか各種異常の有無について報告します。
- (3) バッテリー等の電源確保の措置をとります。

第4 消防車両及び機械器具

初動態勢を確保するため、消防車両及び各種機械器具を点検整備します。

1 消防車両の安全確保等

- (1) 地震発生後、各署所及び分団は、速やかに車両を車庫外の安全な場所へ移動を行い、車両

- の保全を図ります。（鎌倉消防署の車両は、津波浸水想定区域外に車両の移動を行います。）
- (2) 建築物の損壊等により出場不能のときは、速やかに指令情報課へ報告し応援処置に努めます。

2 燃料・資機材の確保

- (1) ホースその他器具、機材の点検
- (2) 燃料、資機材確保のための調達方法等について事前に調達計画を確立します。

第5 消防団の活動

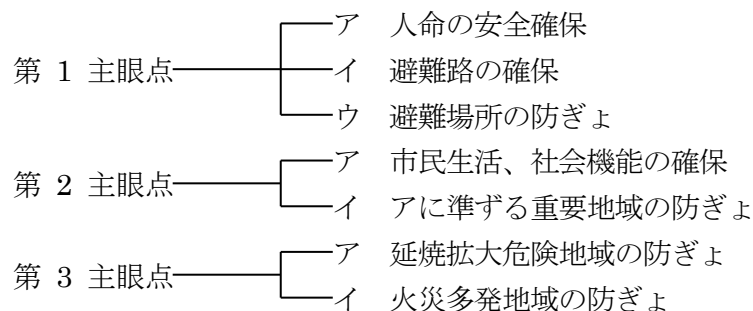
地震災害発生時には、消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、災害の様相に応じた有効な活動を実施します。

- (1) 受令機・無線機等を活用し、消防署所等からの情報を収集し、積極的に災害の状況を把握し、消防団車両、自転車及び資機材等を有効に活用して出火防止、初期消火及び人命救助活動を実施します。
- (2) 活動範囲は、受持区域内優先を原則とします。
- (3) 受持区域外の炎上火災等へのは出場は、指令を受けた場合及び受持区域内に災害の発生がない場合とします。

第6 火災防ぎよ対策

地震による災害は、直接の被害のほか二次災害である火災被害の占める割合が非常に多く、また同時に多発し、道路、水道、通信網等の損壊により消火活動が阻害され、さらに飛火、旋風等によって延焼拡大のおそれがあり、死傷者を伴うことが予想されることから、現有消防力の全機能を発揮して効率的な消防活動を行います。

- (1) 地震火災は、消防力に比し数的にも圧倒的に多く、しかも以後量的にも増大することから、特に初期においては延焼若しくは人命に危険を及ぼすおそれがあるものを重点的に防ぎよし、消防隊の背後を脅かされない選択的活動を図るものとします。
- (2) 地震災害の特性から、防ぎよ活動の限度を超える消防障害の発生は宿命的条件ですが、次の防ぎよ主眼をもって防ぎよ活動に努めるものとします。



第7 消火活動要領

地震火災時の消火活動は、次により実施します。

1 地震火災時の消火活動の基本

- (1) 先制火災防ぎよ

1 隊1 火災対応とし、火災危険の大きいものから消火に努めます。

(2) 重点選択火災防ぎょ

火災の発生が消防力を上回る場合は、火災危険の大きいものを選択して防ぎょします。

(3) 集中火災防ぎょ

火災が集中的に発生し、消防隊の分散防ぎょでは効果がないと認められる場合は、集中火災防ぎょにより火災を鎮圧し、又は重要地域の確保を図ります。

集中火災防ぎょを選択する基準は、人命の安全確保を図る場合又は防ぎょ効果を期待し得る場合とし、消防団等をも結集し、各隊の密接な連携により火勢の制圧を図ります。

(4) 避難路、避難場所確保防ぎょ

火災の発生が極めて多い場合又は延焼が拡大した場合で避難が必要となったときは、避難路及び避難場所の確保に限定した防ぎょにより避難者の安全を図ります。

この場合、消防隊は、多数の避難者が通過する場所、避難路の幅員が狭い場所、過収容状態となった場所、飛火等により避難者の保護を必要とする場所等を優先して防ぎょに当たるものとします。

(5) 特殊な地帯及び対象物の防ぎょ

ア 大量危険物貯蔵施設又は工場地帯の火災には、多数の消防隊を必要とするので、一般市街地に延焼するおそれがある場合を除き、必要な消防力の運用が可能となった時点で防ぎょに当たるものとし、必要な消防力を確保するまでは、一般市街への延焼防止に努めます。

イ 高層建物、地下施設等の特殊な対象物の防ぎょに当たっては、火災から人命を保護することを優先するものとします。

(6) 火災現場活動

ア 出場隊の隊長は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転進路を確保した延焼拡大阻止、救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定します。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧します。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止します。

2 水利部署及び中継

(1) 水利は、原則として消火栓には部署せず、防火水槽・プール・河川等を活用します。

(2) 防火水槽等の採水管は損傷の恐れがあるので、投入口式の防火水槽を優先活用することし、採水管損傷を想定した吸水方法を日頃から検討しておきます。

(3) 部署位置

ア 消防力が優勢な場合の部署は、努めて挾撃できる位置とします。

イ 消防力が劣勢な場合の部署は、風向、風速を考慮し火勢を阻止する側とします。

(4) 中継

水利の状況から判断して必要があると認めた場合は、容量豊富な水利に部署した部隊から送水を受けるようにします。

3 補水措置

(1) 補水の手配

防火水槽、プール等水量に制限のある消防水利に部署した場合、部署隊数、水量から使用可能時間を判断して、早期に補水手配を行います。

(2) 補水源

補水源としては、火点後方の自然水利等有効水利とします。

(3) 補水用ポンプ

補水用ポンプとしては、消防団ポンプ等を活用します。

4 現場活動時の留意事項

(1) 消火活動の心得

出場隊の隊長及び隊員は、同時多発火災に対して、火災様相、風向、風速等に留意して、常に転進路を確保するとともに、限られた消防力を最大限に活用するため、消火活動中の火災は出場隊の責任で鎮圧するよう心がけます。

(2) 消火活動要否の判定

出場隊の隊長は、出火建物の状況、火勢の推移の状況、消火効果及び他の地域の火災特性等を考慮し、消火活動の要否を決定します。

(3) 延焼防止可否の判断

出場隊の隊長は、出火建物の火災状況により、出場隊のみで延焼防止が可能か否かを判断し、延焼防止できないものは、火災の状況を報告し応援要請します。

(4) 応援要請要領

ア 現場最高指揮者は、延焼防止及び人命の安全を確保するため、応援が必要な場合は、所要の隊数と集結場所、所要資機材、担当面等を明示して応援要請します。

イ 所要応援隊数の算定が困難な場合は、応援隊が担当しなければならない火面長を報告します。

(5) 周囲の状況判断

出場隊の隊長は、常に火災の進展状況に注意し、重要防ぎょ地区への転進を配慮するとともに、転進路の確保に留意します。

(6) 飛火警戒

出場隊の隊長は、火災の状況、風向、風速により、飛火火災が発生するおそれがあると判断したときは、消防団員、自主防災組織の巡回等により、住民に対し飛火の警戒と即時消火を指示し実施させます。特に、延焼阻止を行っている場合は、背後への飛火に十分警戒します。

5 転進要領

(1) 転進の時期

転進は他への延焼危険がなくなった鎮圧状態の時期とし、部分的な延焼及び残火処理は消防団、自主防災組織等に行わせます。

(2) 出場隊の隊長の判断による転進

出場隊の隊長は、優先順位の高い延焼火災を視認し、自己隊が転進する必要があると判断したときは、所要の報告を行い延焼阻止前であっても転進します。

(3) 消防長、消防署長の指令による転進

出場隊の隊長は、転進を指令された場合は、延焼阻止前であっても所要の措置をしたのち

転進します。ただし、継続して消火活動を行う必要がある場合は、下命者はその旨を報告し指示を受けます。

(4) 転進時の措置

速やかに転進を要する場合は、隊長の判断により転進先における消火活動に必要な最小限のホースを収納するほか、転進途上に署所がある場合は立ち寄って不足するホースを補充して転進します。

6 延焼阻止線の消火活動要領

火災が延焼拡大した場合は公園、鉄道線路敷、広い道路等を活用して延焼阻止線を設定し、全力をあげて延焼拡大を防止します。

(1) 風横における消火活動

火勢がし烈な場合は、火流の風下寄りの側面に部署し、両側から火流を挾撃して逐次火流の幅を狭めながら、最終的に延焼阻止線において阻止します。

(2) 風下における消火活動

風下における延焼阻止線の消火活動は、部分破壊を併用しながら前面街区に十分な予備注水を行い、ここで火勢を一旦弱め最終的には道路上等で阻止します。

(3) 飛火警戒の徹底

延焼阻止線においては、消防隊をはじめ消防団、自衛消防隊、自主防災組織等あらゆる手段を用いて飛火警戒を徹底し、頭越しに延焼されることがないように配慮します。

(4) 延焼阻止線の選定

延焼阻止できない火災が方々にあり、延焼阻止線を限定しなければならない場合、延焼阻止により得られる効果と消防力を考慮し、最も効果的かつ確実に設定できる延焼阻止線を選定します。

7 避難路、避難場所の消火活動要領

(1) 避難路への限定出場

火災が多発して危険が切迫し、複数の場所に避難ができないと判断される場合は、避難を確保するため発災当初から部隊を出場させ消火活動を実施します。

(2) 部隊の集結活動

ア 時間の経過とともに延焼が拡大し、避難に支障を及ぼすと判断した場合、又はすでに避難勧告・指示が発令された場合は、避難路等の周辺以外に出場している部隊に転進を命じ、消火活動を実施します。

イ 火災の規模に対し、消防力が不足する場合は、避難路等に面する部分を優先に消火活動を行い、避難者の安全通過を図ります。

ウ 避難路全般に火災が発生し、避難路確保が不可能な場合は、避難場所に接近した方を優先として、可能な限り避難路確保防ぎよを行います。

8 関係機関への協力要請

ガス漏洩等により火災が発生し関係機関の活動が必要と判断した場合は、市災害対策本部を經由して関係機関に要請します。

第8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。また、必要に応じて、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。

第9章 医療救護活動

神奈川県医療救護計画に基づき、大規模災害時の医療救護体制、救護班の活動、情報の収集・提供等について定めます。

第1節 医療救護体制

市は、自ら救護班を編成するとともに、災害の規模及び発生状況に応じ、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会等に対して救護部隊の派遣を要請します。

第2節 救急医療活動

第1 対策事項

災害により集団的に多数の傷病者が発生した場合、市及び関係機関は、迅速かつ的確な救急医療活動を実施します。

- ア 情報の通報及びその体制に関すること。
- イ 救急医療関係機関の連絡調整に関すること。
- ウ 救出、救護関係者の出動に関すること。
- エ 救急医療の範囲、種別に関すること。
- オ 出動した医師等に対する諸費用の負担等に関すること。
- カ その他の救急医療対策の実施に関し必要なこと。

第2 広域災害・救急医療情報システムの活用

県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「広域災害・救急医療情報システム」により行い、その情報内容は次のとおりとします。

- ア 医療機関状況
- イ 患者転送要請
- ウ 医療品備蓄状況
- エ ライフライン等状況
- オ 受入患者数
- カ 医師等派遣要請・提供

第3 医療、助産の範囲及び経費

救急医療、助産の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容はおおむね次に掲げるとおりとします。

1 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への入院

オ 看護

2 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

第4 救護班の活動

1 救護所

救護班は、主として市の設置する救護所において医療救護活動を行います。

また、災害の状況と被害の程度に応じて必要と認めるときは、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会及び鎌倉市薬剤師会の協力を得て、仮設救護所開設予定場所等のうちから救護所を開設するものとし、被災地周辺の使用可能な医療施設も効果的に活用するものとします。

長期間にわたる救護所等の設置運営にあたっては、次の点に留意します。

ア 被災地における医療施設の稼働状況や復旧状況を勘案します。

イ 医師の配置は、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行います。

ウ 必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯歯科診療機器の確保等を行います。

2 救護班の業務内容

ア 傷病者に対する応急処置

イ 後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定（トリアージ）

ウ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療

エ 薬剤又は治療材料の支給

オ 看護、助産

カ 死亡の確認

以上のほか、状況に応じて、遺体の検案に協力します。

なお、重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として被災現場から救護所までは市が対応し、救護所から後方医療機関までは市及び県が対応し、必要に応じ国や自衛隊等に協力を求めます。

【トリアージ】

負傷者の重症度と緊急度をとっさに判断して、多数の負傷者の中から治療又は搬送の優先順位を決めなければなりません。この選別をトリアージといいます。

災害現場において負傷者などが救助された場合、担架等で負傷者を選別（トリアージ）する場所に運び、死亡等、重症、中等症、軽症に分類します。搬送の優先順位としてのトリアージは、初期には救急隊が当たり、医療救護班到着後は、医師に救急隊員（救急救命士）が協力しながら行うこととなります。

第5 県への救援要請

市は、災害の程度により必要がある場合は、県に対して医療救護の協力を要請するとともに、DMATの派遣を要請します。

また、DMATを要請した場合は、受入体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支

援します。

第6 重傷者等の搬送方法

(1) 搬送の実施

重傷者等の後方医療機関への搬送は、消防の救急車両、緊急消防援助隊等、広域応援の救急車両並びに防災関係機関等の協力により確保した車両により搬送します。

(2) ヘリ等による搬送

道路の破損等の場合、又は遠隔地への搬送については、県、自衛隊、消防機関等の協力を得て、ヘリコプターにより最寄りのヘリコプター臨時離着陸場から搬送します。

ただし、被害の状況によっては、船舶等による海上からの輸送も考慮します。

第7 医療救護情報の収集・提供

1 医療関係情報の市民への提供

診療可能医療機関情報等の住民が必要とする情報は、報道機関による放送、市ホームページ、ソーシャルメディア等即時的な広報媒体を活用し、市民へ情報提供します。

県は、県災害情報管理システムの利用や報道機関等の協力を得て提供します。

2 患者搬送先情報の把握と提供

(1) 患者搬送先情報の把握

医療機関の医療機能情報や救急搬送車両等の情報とともに、どの医療機関に誰が運び込まれたかを速やかにかつ正確に把握します。

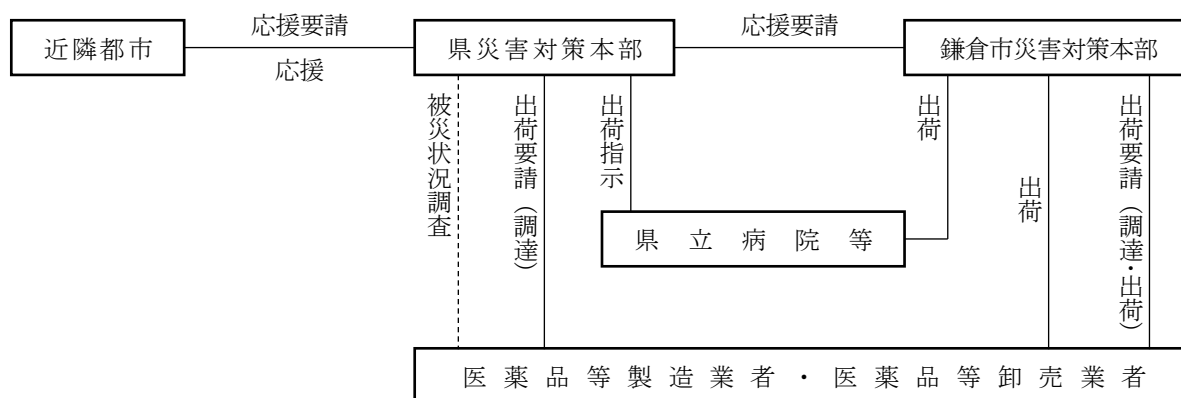
(2) 患者搬送先情報の提供

患者搬送先情報は、県庁内の医療救護本部に一元化し、報道機関等の協力を得て提供します。

第8 医療器材の調達

医療及び助産に必要な薬品、医療器材を緊急に必要とする場合は、医薬品等の調達に関する協定により調達します。なお、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請します。

図 9-1 医薬品等調達系統図



第9 ライフラインの確保

医療機関のライフラインの復旧については、関係機関との密接な連携により、優先的な対応を図ります。

また、復旧するまで、診療行為に支障がないよう、水及び自家発電用の燃料の安定的な確保を図るため、輸送・供給等の必要な体制を整えます。

第10 メンタルヘルスケア対策

市は、精神科医やボランティアなどの協力を得ながら、被災による子供や高齢者等をはじめとする急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害などの「心の傷」をケアするために長期的な対応を図ります。

県は、精神保健福祉センターを中央拠点として、また保健所を地域拠点として位置づけたシステムを確立します。

第11 難病・人工透析患者等への支援

市は、大規模災害時において、難病、人工透析患者等特に支援を要する者の医療の確保等について、県と協力して支援を行います。

特に、クラッシュシンドロームによる急性腎疾患患者への対応も含めた災害時の人工透析医療については、県保健福祉事務所、医療機関と連携し、安否確認及び支援、情報収集及び情報提供、水、医療品等の確保対策を図るとともに、医師の指示に基づき、速やかに透析可能な後方医療機関に搬送します。

【クラッシュ症候群（クラッシュシンドローム）】

倒壊家屋や倒れた重量家具の下敷きになるなど、長時間身体を挟まれた人が、救出当初は比較的元気そうであったにもかかわらず、突然容態が悪化して亡くなってしまうことがあります。これが阪神淡路大震災以降、知られるようになったクラッシュ症候群です。

クラッシュ症候群は、挫滅症候群ともいい、瓦礫等で挫滅した筋肉から発生した毒性物質が、救出による圧迫開放で、血流に乗って全身に運ばれ、臓器に致命的な損害及ぼし、死亡その他重篤な症状になるものです。

図 9-2 救護所の設置、負傷者の移送の手順

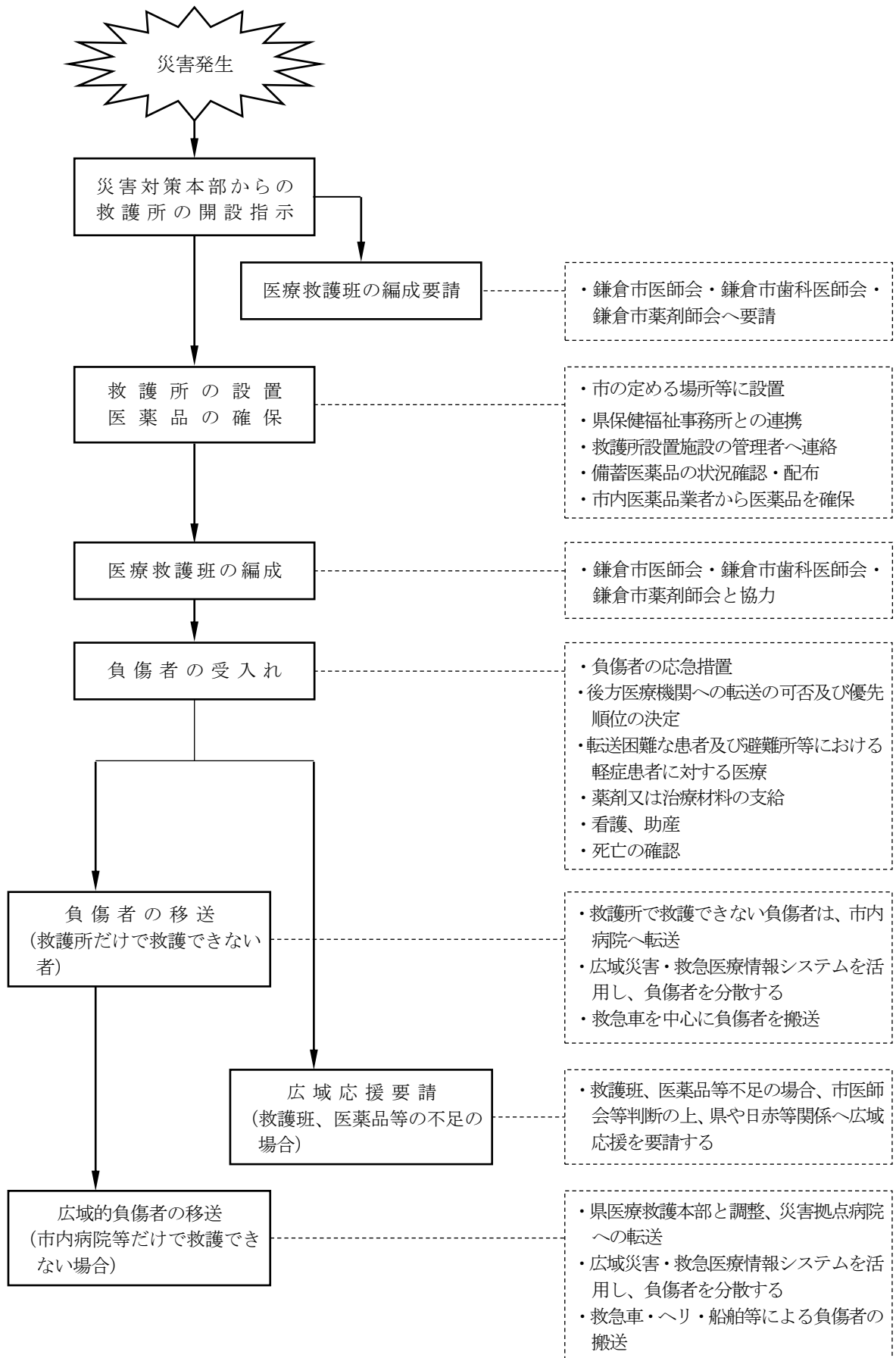


図 9-3 医療救護活動体制

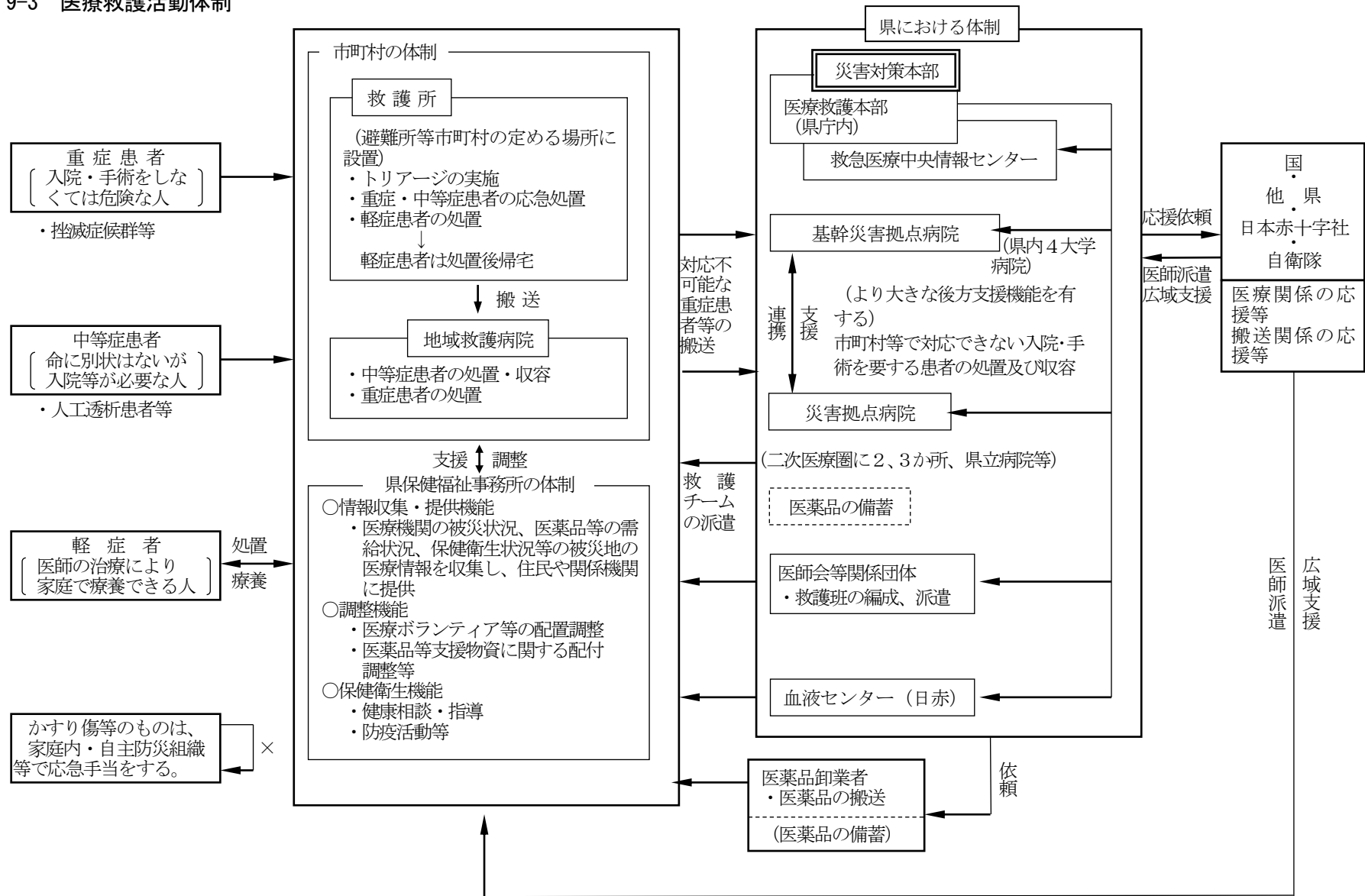


図 9-4 医療救護活動体系図

